

沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却制度について

沖縄振興特別措置法第88条等の規定に基づき、離島の地域内において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設、改修又は増設した場合、当該新設、改修、増設に係る建物及びその附属設備に係る特別償却を行うことができます。 ※改修:増築、改築、修繕又は模様替

対象業種	旅館業(青色申告書を提出する法人又は個人)			
対象設備	建物及び附属設備			
取得価額 (限度額10億円)	資本金規模 設備投資	個人又は 1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
	新設・増設	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	改修	500万円以上	500万円以上	特例なし
取得期限	令和9年3月31日			
特別償却率	100分の8			
時期	旅館業の用に供した日の属する年			
その他	制度の適用を受けようとする者は、事前に沖縄県知事による確認を受ける必要がある。			

普通償却と特別償却の比較(定額法)

普通償却の場合	1期目	2期目	3期目	…期目	X期目
特別償却の場合	1期目+8%(特別償却)	2期目	3期目	…期目	X-Y期目

※特別償却は、通常の減価償却費の他に制度的に償却が認められるため、新規に取得した減価償却資産を通常よりも早期に費用化できます。